2神栖市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

仕様書

令和2年度

神　栖　市

第1章　総　則

第1節　一般事項

第1項　業務の目的

本業務は、神栖市（以下、「当市」という。）が計画する一般廃棄物処理基本計画を策定するものであり、国・県における法制度化の対応、ごみの排出抑制等に伴う減量化目標値との整合を図り、地域環境の変動及び社会動向・地域住民の動向等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設の整備、収集・運搬の効率化、財源の確保等について十分検討することを目的とする。

第2項　業務委託名称

2神栖市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

第3項　業務期間

着　手　　契約締結の翌日

完　了　　令和　3年　3月31日

第2節　共通仕様

第1項　適用の範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは当市と受託者が協議の上決定するものとする。

第2項　業務内容

業務の詳細については、第2章「業務の内容」による。

第3項　疑義

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに当市と協議し、当市の意図を十分に理解し業務を遂行すること。

第4項　業務内容の変更

当市が必要であると認めた場合には、当市と受託者による協議により変更する。なお、協議決定後における変更については、別途当市と受託者による協議により行うものとする。

第5項　機密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

第6項　関係官公庁との協議

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく当市に報告しなければならない。

第7項　関係法令の遵守

受託者は業務の実施に当たり、関係する法令規則、細則、通知を守らなければならない。

第8項　資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在当市が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上当市に提出し、業務完了と共に返却すること。

第9項　議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、当市に提出しなければならない。

第 10 項　提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって当市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

1　着手時

（1）着手届

（2）主任技術者届及びその経歴書

（3）工程表

（4）その他必要な書類

2　完了時

(1)　業務完了届

(2)　完成品納品書

第 11 項　検査及び引渡し

受託者は業務完了後速やかに業務完了届を提出し、当市の検査を受けなければならない。

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、当市の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。

第 12 項　成果品

1　一般廃棄物処理基本計画	A4版	100部
2　同　上（資料編）	A4版	2部
3　同　上（概要版）	A4版	30部
4　議事録	A4版	1部
5　報告書CD－ROM	MS-WORD 形式, PDF 形式	1式

第 13 項　神栖市廃棄物減量等推進審議会の運営支援

1　神栖市廃棄物減量等推進審議会への出席

基本計画原案に市民意見をどのように反映するかを協議するために、神栖市廃棄物減量等推進審議会を4回程度開催する。その審議会に出席し、必要に応じて資料作成、議事録の作成等を行うものとする。

2　委員会意見の集約・整理

上記の基本計画原案に市民意見を最終的に反映させるための審議会意見を集約・整理する。

第 14 項　パブリックコメントの運営支援

本計画の内容により市民意見を反映させるために、パブリックコメントを実施する。その資料作成、質問内容への回答を支援する。

第2章　業務の内容

Ⅰ　ごみ処理基本計画の策定

第1節　基本方針

第1項　基本方針

国が推進する廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの3Rに、リフューズ・リペアの2つを加えた5Rを総合的に推進するため、自主性と創意工夫を活かしながら循環社会の形成を図るための方針を定めること。

第2項　計画目標年次

本計画の計画期間は計画策定時より 15 年間とし、この期間内において計画目標年次を設定すること。

第3項　本計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立った計画的なごみの適正処理を推進するため、ごみの発生・排出抑制から最終処分に至るまでの必要な基本的事項を定めること。

第2節　地域の概要

第1項　自然環境の特性

行政区域内における地理的状況や、気候的な自然環境の特性を把握すること。

1　地理的、地形的特性

行政区域内の地理的な状況を把握するとともに、既存の中間処理施設の立地条件等についても把握すること。

2　気候的特性

気候的特性を把握するとともに、施設建設に必要な気候的条件の整理を行うこと。

第2項　社会環境の特性

行政区域内における人口動態や都市の形態、また、産業動向などの社会環境の特性を把握すること。

1　人口動態、分布状況

過去10ヶ年以上の人口及び世帯数の動態、また、行政区域内における人口の

分布状況及び人口の増加地域などの状況を把握すること。

2　都市の形態

行政区域内において生活スタイルにおける都市の形態、都市計画の状況を把握すること。

3　産業の動向

行政区域内における産業の動向や工業団地の整備などの状況を把握すること。

第3項　生活環境の特性

行政区内における土地利用状況や将来の開発計画、また、大気常監局のデータによる大気の状況など、生活環境の特性を把握すること。

1　土地利用状況

土地利用状況を把握するとともに、一般廃棄物処理施設周辺の土地利用状況を把握すること。

2　将来計画（開発計画）等

行政区域内における将来の開発計画の内容を把握すること。

3　環境の状況

行政区域内における大気質の状況を、大気常監局等のデータにより、把握すること。

第3節　ごみ処理の現況

第1項　ごみの発生量の実績及びその性状

ごみの種類ごとに排出前資源化量、排出後における処理施設別の処理量、最終処分の方法及び量について、過去5ヵ年以上の実績を整理・把握すること。

1　ごみ処理の流れ

ごみの排出前資源化から処理・処分までの、ごみの種類ごとにごみ処理の流れについて整理・把握すること。

2　種類別ごみ処理の実績

ごみ処理実績について、ごみの種類ごとに排出前資源化量・排出量・中間処理量・最終処分量・資源化量別に整理・把握すること。

3　ごみの性状

ごみ質調査結果を整理し、組成、三成分、単位体積重量、低位発熱量等を把握すること。

第2項　ごみの資源化・再資源化

ごみの減量化・再資源化の状況について、過去5ヵ年以上の実績を整理・把握

すること。

1　資源化となるごみの分別収集

ごみの排出容器、排出場所、分別品目、収集頻度、収集車両などの状況について整理・把握すること。

2　粗大ごみからの資源回収

粗大ごみの収集品目、収集方法及び収集された粗大ごみからの資源回収量の状況について整理・把握すること。

3　住民団体による資源回収

住民団体による資源回収品目、収集頻度、資源回収量、助成金制度等の状況について整理・把握すること。

4　事業者による資源回収

事業者による分別収集の状況、資源回収品目等の状況について整理・把握すること。

5　コンポスト容器等による発生抑制・減量化

コンポスト容器、ごみ処理機等の助成実績及びその助成金制度の状況について整理・把握すること。

第3項　ごみ処理の体制

ごみ処理体制の過去の経緯及び現状のごみ処理体制を把握すること。

1　家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの収集運搬から最終処分体制までの現況について把握すること。

2　事業系ごみの処理体制

事業系ごみの収集運搬から最終処分体制までの現況について把握するとともに、多量の一般廃棄物排出事業者を把握すること。

3　現有施設の状況

行政区域内における一般廃棄物処理施設の処理の状況、余熱利用の状況等について把握すること。

4　ごみ処理経費の状況

ごみの処理経費について、収集運搬からの最終処分までの処理経費について、過去5ヵ年以上の実績を整理・把握すること。

第4項　ごみ処理の施策展開の現状

過去に実施してきたごみ処理の施策展開について、整理・把握すること。

1　発生・排出抑制の施策

ごみの発生・排出抑制の施策の展開について把握すること。

2　分別排出の施策

分別排出の経緯等について把握すること。

3　収集・運搬の施策

収集・運搬計画について分別排出の品目と併せ、経緯を把握すること。

4　中間処理の施策

中間処理の施策展開の経緯について把握すること。

5　最終処分の施策

最終処分の施策展開の経緯について把握すること。

6　その他啓発活動

その他住民の啓発活動等及びその実施状況を把握すること。

第5項　ごみ処理技術の動向

近年のごみ処理技術の著しい進展を考慮し、ごみ処理技術の動向について整理・把握すること。

第6項　関係法令

関連法との整合を図る上で、特に留意すべき事項について整理し、その対応策を検討すること。

第7項　課題の抽出

ごみ処理の現況を把握し、現在抱えているごみ処理に対する課題を抽出すること。

第4節　ごみ処理基本計画

第1項　ごみの発生・排出抑制の方策

今後実施する取り組みについて各々の役割分担ごとに立案すること。

1　行政における方策

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について立案すること。

2　住民における方策

住民が自ら実施する取り組みについて立案すること。

3　事業者における方策

事業者が自ら実施する取り組みについて立案すること。

第2項　ごみの発生量及び処理量の見通し

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏ま

え、実施する取り組みを考慮して、以下の事項について最適な数値目標を設定すること。

1　行政区域内人口の予測

過去10年以上の人口推移に基づき、将来人口を予測すること。なお、開発計画がある場合は、それを加味すること。

2　ごみ排出量の予測

過去5ヵ年以上の実績に基づき、家庭系・事業系ごみ量の将来予測を行うこと。

①家庭系ごみ

②事業系ごみ（その他の併せ産業廃棄物含む）

3　組成別ごみ排出量の予測

家庭系・事業系ごみ量の将来予測から、組成別ごみ排出量を予測すること。

4　排出前の減量化・再資源化量の予測

組成別ごみ排出量から、減量化・再資源化可能量を想定し、排出前減量化・再資源化量を予測すること。

①コンポスト容器等による減量化量

②集団回収による減量化・再資源化量

③行政による減量化・再資源化量

④事業系ごみの減量化・再資源化量

5　排出後の減量化・再資源化量の予測

排出前減量化・再資源化量を減じた後、直接減量化・再資源化量及び中間処理施設による減量化・再資源化量を予測すること。

①排出後の直接減量化・再資源化量

②中間処理施設による減量化・再資源化量

③その他民間活用による減量化・再資源化量

6　発生・排出抑制による減量効果の予測

国・県の基本方針との整合を図り、発生・排出抑制による減量効果について予測すること。

7　容器包装廃棄物の再資源化量の予測

容器包装廃棄物の再資源化量及び再資源化原単位を予測すること。

8　処理・処分量

中間処理量及び最終処分量について、処理対象別及び処理工程別に予測すること。

9　目標年次のマテリアルフロー

目標年次における排出前資源化から最終処分までのマテリアルフローを作成するとともに、発生・排出抑制率・資源化率・減量化率などを算出すること。

第3項　ごみの発生・排出抑制等の目標値の設定

ごみ処理の見通しに基づき、行政における減量目標（実施対目標年次の減少率）、資源化目標（目標年次における資源化率）について整理するとともに、目標値を設定すること。

第4項　ごみの発生・排出抑制施策の展開

ごみ発生・排出抑制施設について、短期的・中期的、また、長期的に実施する施策に分類し、役割分担ごとに年次計画を立案すること。

1　行政による施策展開

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策について、年次計画を立案すること。

2　住民による施策展開

住民が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策について、年次計画を立案すること。

3　事業者による施策展開

事業者が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策について、年次計画を立案すること。

第5項　ごみの適正処理に関する基本的事項

ごみの性状を考慮した処理の方法・処理主体を明らかにすること。

1　収集・運搬計画

分別区分等を考慮した収集頻度形態、体制等について検討すること。また、多量に排出される事業系ごみについては、運搬すべき場所・方法等の基本的事項を定めること。

2　中間処理計画

分別収集におけるごみの性状及び量を考慮し、中間処理の方法、また、余熱の有効効用、環境保全の方針などの検討を行うこと。

3　最終処分計画

資源化・再生利用、また、焼却等の中間処理による減量化・残渣の区分ごとに量及び質を検討すること。

第6項　ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設整備について、以下の内容を検討すること。

1　一般廃棄物の処理システム最適化の検討

処理施設の組み合わせを検討するとともに、地域性及びライフサイクルコストを

考慮した最適な処理システムを構築すること。

2　中間処理施設

最適な処理システムに対応するための、中間処理施設の能力・処理方式等について定めること。

第7項　その他の施策

その他ごみ処理に関して必要な施策について検討すること。

1　広報啓発活動

本計画の主旨及び施策展開を図る上で、市民・事業者に対する意識啓発の方法について整理すること。

2　再生利用品の需要拡大事業

再資源化される再生利用品について、住民の理解と協力の取り組みについて整理すること。

3　不法投棄対策

地域と一体となった普及啓発により、不法投棄防止の取り組みについて整理すること。

4　災害時の廃棄物処理に関する対応

県及び市町村が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、周辺地域との連携体制の構築を検討すること。

5　処理困難物等に関する対応

市処理施設での処理困難物、医療系廃棄物等の処理体制について検討を行う。

第8項　進行管理計画

1　施策推進体制の整備

ごみ処理の施策の展開や施設の建設計画等における事業の推進体制の構築について検討すること。

2　計画の検証方法

ごみの発生・排出抑制、また、減量化施策における効果を検証できる情報の整理及び検証方法の構築について検討すること。

Ⅱ　生活排水処理基本計画の策定

第1節　基本方針

第1項　基本方針

生活排水処理の理念、目標、基本方針を定めること。

第2項　計画目標年次

本計画の計画期間は計画策定時より15年間とし、この期間内において計画目標年次を設定すること。

第3項　本計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立った計画的な生活排水の適正処理を推進するため、生活排水の発生・排出抑制から最終処分に至るまで必要な基本的事項を定めること。

第2節　生活排水処理の現況

第1項　生活排水の排出状況

生活排水の現状について、過去5ヵ年以上の実績を整理・把握するとともに、目標年次における計画処理区域内における生活排水の排出量及び質をその種類別に推計すること。

1　生活排水処理の現況

生活排水の処理施設ごとに生活排水処理の流れについて整理・把握すること。

2　種類別生活排水処理の実績

生活排水処理実績について、生活排水の処理施設種類ごとに人口・排出量・中間処理量・最終処分量・資源化量別に整理・把握すること。

3　し尿・汚泥の性状

水質調査結果を整理し、組成等を把握すること。

第2項　生活排水処理の体制

生活排水処理体制の過去の経緯及び現状の生活排水処理体制を把握すること。

1　現有施設の状況

行政区域内における生活排水処理施設の処理の状況、再資源化の状況等について把握すること。

2　生活排水処理経費の状況

生活排水の処理経費について、収集運搬から最終処分までの処理経費について、過去5ヵ年以上の実績を整理・把握すること。

第3項　生活排水処理の施策展開の現状

過去に実施してきた生活排水処理の施策展開について、整理・把握すること。

1　発生・排出抑制の施策

生活排水の発生・排出抑制の施策の展開について把握すること。

2　収集・運搬の施策

収集・運搬計画について、経緯を把握すること。

3　中間処理の施策

中間処理の施策展開の経緯について把握すること。

4　最終処分の施策展開の経緯について把握すること。

最終処分の施策展開の経緯について把握すること。

5　その他啓発活動

その他住民の啓発活動及びその実施状況を把握すること。

第4項　課題の抽出

生活排水処理の現況を把握し、現在抱えている生活排水処理に対する課題を抽出すること。

第5項　生活排水の発生量及び処理量の見通し

国・県の基本方針との整合を図りながら、社会情況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、以下の事項について最適な数値目標を設定すること。

1　行政区域内人口の予測

過去10年以上の人口推移に基づき、将来人口を予測すること。なお、開発計画等がある場合には、それを加味すること。

2　生活排水排出量の予測

過去5ヵ年以上の実績に基づき、生活排水処理量の将来予測を行うこと。

なお、下水道等集合排水処理計画等を把握し、処理形態別に将来予測を行うこと。

①下水道等集合排水処理計画の把握

②処理形態別収集人口の予測

③し尿・汚泥（浄化槽汚泥等）の排出量の予測

第3節　生活排水処理基本計画

第1項　生活排水の処理計画

1　排水の目標

基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合を図り、内容を定めること。

①生活排水処理の目標

②人口の内訳

③生活排水の処理形態別内訳

2　生活排水を処理する区域及び人口等

処理施設の組み合わせを把握するとともに、生活排水を処理する区域及び人口等を考慮した最適な処理システムを構築すること。

3　処理施設及びその整備計画の概要

目標年次における処理施設の整備概要を定めること。

第2項　生活排水排出抑制及び再資源化計画

今後実施する取り組みについて各々の役割分担ごとに立案すること。

1　行政における方策

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について立案すること。

2　住民における方策

住民が自ら実施する取り組みについて立案すること。

3　事業者における方策

事業者が自ら実施する取り組みについて立案すること。

第3項　し尿及び汚泥の処理計画

し尿・汚泥の性状を考慮した処理の方法・処理主体を明らかにすること。

1　収集・運搬計画

収集区域の範囲、方法及び量等について検討すること。

2　中間処理計画

し尿・汚泥の性状及び量を考慮し、中間処理の方法及び量、資源化・有効利用、環境保全の方針などの検討を行うこと。

3　最終処分計画

最終処分の方法及び量、有機性廃棄物等の再資源化・有効利用による減量化・残渣の量及び質を検討すること。

第4項　その他の施策

その他生活排水処理に関して必要な施策について検討すること。

1　広報啓発活動

本計画の主旨及び施策展開を図る上で、市民・事業者に対する意識啓発の方法について整理すること。

2　再生利用品の需要拡大事業

再資源化される再生利用品について、住民の理解と協力の取り組みについて整理すること。

3　災害時の廃棄物処理に関する対応

県及び市町村が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、周辺地域との連携体制の構築を検討すること。

以　上